

平成30年度 部局長マネジメント方針

人権文化部長 おおはら としや
大原 俊也



仕事に対する基本姿勢

人権文化部は、「人間尊重に根ざしたまちづくり」と「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」に取り組んでいる部です。

「人間尊重に根ざしたまちづくり」では、差別は許されないものであるという認識のもと、すべての人が人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望をもって心豊かに生活できるまちづくりをめざして、人権文化部の施策に限らず、本市の施策が人権に配慮した総合的な取り組みとなるように、全部局と連携していきたいと考えています。

「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」では、市民の皆様が、生活にゆとりやうるおいを感じられるように、文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加し、文化芸術を創造することができる取り組みを進めるとともに、「文化のまち東大阪市」の魅力を市内外へ発信していく取り組みを進めていきたいと考えています。また、ラグビーワールドカップ2019が東大阪市花園ラグビー場で開催されるなど、外国人が東大阪市を訪れる機会が増えることから、市民の皆様が外国の文化等に触れていただける取り組みも進めていきたいと考えています。

平成29年度の振り返り

「人権尊重のまちづくり」については、人権関係団体と連携して、市民の皆様が人権に関する情報発信や学習機会の提供に取り組みました。市民人権講座では、人権課題の多様化・複雑化に対応すべく、様々なテーマで開催しました。5月の憲法週間、7月の東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間、12月の人権週間では、幅広い世代をターゲットにした講演会等を開催するなど、重点的に啓発活動に取り組みました。また、啓発効果を高めるために、従来の駅頭啓発の手法を見直し、コンサートを組み合わせたイベント形式の啓発活動を行いました。

平和事業については、戦争体験のない世代にも平和の認識を深めていただくため、原爆体験の話聞く機会を設けるとともに、映画の上映や資料展、平和トーク&コンサート等を実施し、平和の大切さや命の尊さを訴えました。また、拉致問題については、多くの市民の皆様に関心と認識が深まるよう講演会を開催しました。

男女共同参画社会の実現については、女性活躍の推進やDV（配偶者等からの暴力）の内容も盛り込んだ「第3次東大阪市男女共同参画推進計画」（東大阪みらい翔（はばたき）プラン）の着実な推進に取り組むとともに、情報誌「HOW」を全戸に配布し、男女共同参画社会に向けた情報提供と啓発に取り組みました。

男女共同参画センターでは、誰もが個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するために、男女共同参画週間での催しをはじめ、女性・男性ともに興味を持って参加していただける講座やイベントを開催しました。

また、重大な人権侵害であるDVの被害者への相談支援事業に取り組みました。

文化施策の推進については、「文化のまち東大阪市」の市内外への発信に取り組むとともに、市民の皆様が文化施設に関心をもっていただけるように、例年実施しているイベントに異なる分野のイベントを組み合わせることで、新たな魅力を発見していただける企画を実施しました。

ひがしおおさか狂言会を開催するとともに、主に小学生を対象に狂言体験の催しを開催しました。また、クラシックコンサート東大阪など、市民の皆様が身近に質の高い文化芸術に触れていただける催しを開催しました。また、市制施行50周年を記念して、井山裕太杯 東大阪市新春囲碁フェスティバルや市所蔵作品 お宝みせます展を開催し、市民文化の発展に取り組んでいます。

開館から20年を迎えた市民美術センターでは、市民の皆様が快適に利用していただけるようリフレッシュ改修するとともに、年2回の特別展、子どもラグビー絵画展、若手アーティスト支援事業、市内の大学の学生と連携したナイトミュージアム、本庁舎1階での出張美術展などを開催し、文化芸術活動の拠点として活用を図りました。

国際情報プラザでの多言語による行政情報等の通訳・翻訳などを行うとともに、市民の皆様が外国の文化に触れていただく多文化理解講座を実施しました。

平成30年度に取り組む重点課題

1 人権が尊重されるまちづくりの推進

インターネットの普及などの社会情勢の変化に伴う、人権課題の複雑化、多様化に対応していくため、人権課題に関する情報発信や学習機会の提供に、継続的に取り組んでいきます。また平成28年12月に「部落差別解消推進法」が施行されたことを受け、引き続き差別のない社会をめざし、人権が尊重されるまちづくりを推進します。

「平和都市宣言」の趣旨に基づき、命の尊さ、平和の大切さについて、戦争体験のない次代にも語り継ぎ、核兵器のない平和な社会の実現に向け、平和事業にも取り組んでいきます。

拉致問題など、様々な人権問題に対し、市民に関心を向けてもらうと同時に、市民一人ひとりが「気づきから行動へつながる」よう、引き続き「人権が尊重されるまちづくり」の推進に取り組んでいきます。

2 東大阪市男女共同参画推進計画の取り組み

「第3次東大阪市男女共同参画推進計画」（東大阪みらい翔（はばたき）プラン）の着実な進行管理に努めます。また、今後の計画策定に活かすため、市民の皆様への男女共同参画推進に関する意識調査を実施するとともに、誰もが興味を持って参加していただける講座やイベントの開催など、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

本市の政策・方針決定への女性の参画を拡大する観点から、各種審議会等への女性委員の参画率については、40%の目標達成をめざします。

重大な人権侵害であるDV（配偶者等からの暴力）の被害者への相談支援については、関係機関との連携をより密にするなど、一層の充実に努めます。

3 文化芸術振興条例に基づく施策の実施

司馬遼太郎記念館をはじめとした文化施設などを活用し、引き続き市内外へ向けて「文化のまち東大阪市」の魅力の発信に取り組んでいきます。

「文化芸術のまち推進協定」を結んだ関西フィルハーモニー管弦楽団によるコンサートや一流狂言師による伝統芸能など、市民の誰もが質の高い文化芸術に触れていただけるよう取り組んでいきます。また、本市名誉市民である井山裕太氏の囲碁七冠を契機に始めた囲碁フェスティバルを開催するなど、市民文化の発展に向けた取り組みも進めていきます。

文化芸術活動の拠点である市民美術センターにおいては、さらなる文化芸術の振興や活性化を図るために、幅広い年代の方々に関心を持っていただき、来館していただける企画に取り組んでいきます。

平成31年9月オープン予定の文化創造館については、より優れた施設整備やサービスを適正な費用で実現するためにPFI方式で事業を進めており、新たな市民文化活動の拠点として市民の皆様にご利用していただけるよう取り組んでいきます。

4 多文化共生社会の取り組み

ラグビーワールドカップの花園開催など、海外から本市へ来訪者が増える見込みであることを踏まえ、多文化理解を深められる事業など国際交流の新たな展開に取り組めます。

本市には、約60カ国の多様な国籍をもつ外国人住民や、さまざまなルーツをもつ方々が生活されていることから、国際交流プラザの専門職員による多言語での行政情報等の提供や通訳・翻訳など引き続き行います。また、多文化共生のまちづくりと国際交流を進めることができる拠点機能の整備や東大阪市外国籍住民施策基本指針の改訂に取り組み、多文化共生社会の実現を進めます。